

## ええじゃん (Asian) 規約

- 第1条 この会は、ええじゃん (Asian) と称します。
- 第2条 事務所は、廿日市市駅前1番3号サポート1番館に置きます。
- 第3条 この会は、在住外国人、特にアジアの国々からの移住者との市民レベルの交流を通して、互いの生活、福祉、文化の向上に努め、住みよい町づくりに寄与することを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達するため、次の事業を行います。
- (1) 国際交流・支援事業
  - (2) 町づくり・地域交流事業
  - (3) 物づくり事業
  - (4) 広報事業
  - (5) その他関連事業
- 第5条 廿日市に縁のある方及びこれから縁をつくろうとされる方で、この会の趣旨に賛同される方は誰でも、会員になることができます。
- 第6条 この会に次の役員をおき、総会で選出します。
- |     |     |
|-----|-----|
| 代 表 | 1名  |
| 副代表 | 2名  |
| 幹 事 | 若干名 |
- 第7条 前条の他、代表が必要と認めたときは、顧問を委嘱します。
- 第8条 この会の会議は、総会と役員会とします。
- 第9条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。
- 第10条 この会の運営は、会費、分担金および寄付金でまかないます。  
会費の種別と額は別に規則で定めます。

附則 この規約は、2004年4月1日から施行します。

附則 この規約は、2013年5月12日から施行し、2013年4月1日から適用します。

附則 この規約は、2019年5月26日から施行し、2019年4月1日から適用します。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

広島県廿日市市須賀1番15号

代表者 栗林 克行